

〔資料〕

自治会法人 朝日が丘自治会 規約

(目的)

第1条 本会は、会員相互の親睦、福利、厚生、文化、体育の向上を図ると共に、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 美化、清掃等の区域内の環境の整備
3. 集会施設の維持管理

(名称)

第2条 本会は、自治会法人朝日が丘自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、別図（会員名簿住居図）のとおりとする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、相模原市中央区陽光台4丁目8番4号の自治会館に置く。

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

1. 入会の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
2. 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。
3. 会員は本会に対して平等の権利と義務を有する。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。
退会以前に納入した会費は、いかなる事由があってもこれを返さないものとする。

(役員)

第7条 本会には、次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|----|----------|--------|
| 1. 会長 | 1名 | 5. 広報 | 2名 |
| 2. 副会長 | 2名 | 6. 専門部長 | 8名 |
| 3. 総務 | 2名 | 副部長 | 若干名 |
| 4. 会計 | 1名 | 7. 会計監査員 | 2名（班長） |

(事業及び会計年度)

第8条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
2. 本会の会計年度は、2月16日より翌年2月15日までとする。

(役員・班長及び顧問の選任)

第9条 役員は、各班で1名選出し、総会において承認する。
2. 班長は、各班で推薦または互選により1名選出する。
3. 顧問は、役員会が必要と判断した場合に、役員会の指名によって会長経験者から選任されるものとする。

(役員・顧問の職務)

第10条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計監査員は、本会の会計及び資産の状況を監査する。
4. 顧問は、役員会の要請があれば自治会事業遂行に助言し、協力する。
ただし、役員会及びその決議には参加しない。

(役員・顧問の任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により選任された役員任期は、前者の残り期間とする。
3. 顧問任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の種別、構成)

第12条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

2. 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第13条 総会は、この規約に定めるものの他、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第14条 定期総会は、年度決算終了後、事業年度内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき及び会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 特別な事情で「集会形式」での総会開催が困難な場合は、「書類審議」での総会開催で代行できる。

(総会の議長及び定足数)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

2. 総会は、会員の2分の1以上の出席(含委任状)がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議決は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

2. 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び選任された議事録署名人2人以上がこれに署名押印をしなければならない。

(役員会の構成)

第18条 役員会は会計監査員を除く役員を以って構成する。

(役員会の機能)

第19条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の召集)

第20条 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員の2分の1以上から請求があったときに開催する。

(役員会の議長及び定足数)

第21条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 役員会には、第15条2項及び16条の規定を準用する。

(資産の構成)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものを以って構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費 月額300円
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第24条 本会の資産で、別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会に於いて4分の3以上の賛成を要する。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業及び予算は、会長及び会計が作成し、年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に、予算が総会において議決されない場合には、会長は予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として、収支することができる。

(事業報告及び決算)

第26条 会長が事業報告書、会計が収支決算書、財産目録書を作成し会計監査を受け年度内に総会の承認を得なければならない。

(会計監査員)

第27条 会計監査員は、毎年班の順送りでその班長を選出し、総会の承認を得なければならない。

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、総会に於いて会員の4分の3以上の賛成を得た後、市長の認可をうけて行うものとする。
民法第38条の規定（定款の変更は主務官庁の認可がないと効力なし）を準用

(その他)

第29条 この規約施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(付 則)

- * この会則は、昭和45年5月1日から施行する。
- * 昭和 49年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 51年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 52年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 56年 4月 1日 一部改正
- * 昭和 58年 4月 3日 一部改正
- * 昭和 61年 7月 12日 一部改正
- * 平成 3年 4月 1日 一部改正
- * 平成 5年 12月 23日 法人規約に改正
- * この規約は、平成6年1月12日から施行する。
- * 平成 9年 4月 1日 一部改正
- * 平成 15年 4月 1日 一部改正
- * 平成 26年 4月 1日 一部改正
- * 令和 2年 3月 15日 一部改正

(弔慰規定)

1. 会員の弔事に対して自治会費より弔慰金として、金5,000円を遺族に支払うものとする。
* 平成3年4月1日から施行する。

(功労者顕彰規定)

1. 自治会として顕彰規定は、特に定めないものとする。
周年記念などの時、必要に応じその時の役員で協議し、議題にのせ決めて行くこととする。
* 平成16年4月1日から施行する。

(お祝い規定)

1. 会員に新生児が誕生した場合、お祝い金5,000円を贈呈する。
* 平成28年4月1日から施行。

[資料] 自治会法人 朝日が丘自治会館 管理規定

- 第1条 この規定は、朝日が丘自治会館（以下「自治会館」という）の管理について必要な事項を定め、朝日が丘自治会（以下「自治会」という）の発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第2条 自治会館の管理・運営は、管理部長及び役員・班長が主となり適切に行うこと。
- 第3条 自治会館の管理・運営費は、自治会予算で定期総会の承認を必要とする。
- 第4条 1. 自治会館を利用する個人・団体は希望日の10日以前に申込みをして、自治会館管理部長（以下「管理部長」という）の許可を得ること。
但し、「緊急時の場合」はこの限りではない。（「緊急時の場合」とは、災害及び不幸等の遭遇時をいう。）
2. 自治会館の利用範囲は、第11条とする。また、使用の目的を制限することもできる。
3. 使用時間及び使用の目的が同じであれば、年間を通しての予約を可とする。
- 第5条 管理部長は、次の事項に抵触するときは、使用を認めない。
- (1) 近隣へ迷惑をかけるおそれのあるとき。
- (2) 設備等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) 管理上支障のあるとき。
- (4) その他、管理部長が使用の目的を不相当とみなしたとき。
- 第6条 管理部長は、自治会館使用料を、「Aランク」を除いて徴収する。
- 第7条 建物及び備品等を損傷した場合には、利用者もしくはその保護者が原状回復をすること。
- 第8条 自治会館を利用する個人及び団体は、次の事項を厳守すること。
- (1) 近隣の迷惑となる行為の禁止。
- (2) 指定場所以外での、火気(タバコ含む)使用禁止。
- (3) 使用時に発生したカン・ビン・吸い殻等は、持ち帰ること。
- (4) 柱・壁・天井等に張り紙、もしくは画鋸・釘などを打たないこと。
- (5) 使用后、室・廊下・トイレ等を清掃及び整頓すること。
- (6) 自治会館の宿泊は、「緊急時の場合」に限る。
- (7) 自治会館の利用者は、火気(ガス・電気・エアコン)、水道及び戸締り等を確認の上、使用状況を記録し、管理部長に提出すること。
- (8) 管理部長は、(1)～(7)の事項を守れない個人及び団体には、次回の使用を制限できる。

第9条 自治会役員は、自治会館の維持・運営を満たすため、年度末に建物及び備品等の点検をし、記録の引継ぎをする。

第10条 自治会館の、管理・運営の規定及び事項を定例会で検討し、定期総会において承認を得るものとする。

第11条 会館の使用時間及び使用料は、下記のとおりとする。

1. 使用時間表 (単 位)

午前の部	:	8:00~12:00
午後の部	:	13:00~17:00
夜間の部	:	18:00~21:45

* 22時以降の使用は、「緊急時の場合」に限る。

2. 使用料金表 (単 位)

【Aランク】 (無 料)

- | |
|-----------------|
| 1. 自治会事業活動 |
| 2. 老人会活動 |
| 3. 育成会活動 |
| 4. P T A関係活動 |
| 5. 助成金対象の部活動 |
| 6. 災害に遭った時 |
| 7. その他役員会で認めた活動 |

【Bランク】 (有 料)

- | |
|---------------------------|
| 1. 会員、個人の使用 |
| 2. 会員で私事団体 |
| 3. 会員で他の事業
各 500円 |
| 4. 冠婚葬祭 (会員)
一晚 5,000円 |